

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の休止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	状態	変更年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3770500688	訪問介護	ヘルパーステーション 大興和	768-0012	観音寺市植田町 1930番地	0875-23 -2000	0875-23 -2200	休止	H30.5.1	医療法人社団 メディカルクラブ大興和	観音寺市植田町 1007番地1	池田 宣聖	理事長